

◎新潟県告示第427号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、次のとおり地方卸売市場における業務を廃止する旨の届け出があった。

令和6年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所  
株式会社マルタニ  
新潟県小千谷市城内1丁目12番19号
- 2 地方卸売市場の名称  
地方卸売市場株式会社マルタニ
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目  
新潟県小千谷市城内1丁目12番19号  
野菜・果実及びその加工品
- 4 廃止年月日  
令和6年3月31日